

(仮称) 神戸町西座倉土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告・縦覧について

神戸町西座倉土地区画整理組合を設立しようとする者から設立準備のため、土地区画整理法第19条第1項に規定する申請がありましたので、公告及び縦覧します。

施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権(※)を有する方は、公告のあった日から1か月以内に神戸町長に対し、借地権申告書に借地権を証する書面を添えて申告手続きをお願いします。

※借地権：建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権です。

耕作者は「借地権」の対象ではありません。

施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧

【縦覧期間】

令和3年1月5日から令和3年1月19日まで

※平日午前8時30分から午後5時15分まで

【縦覧場所】

岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111

神戸町役場 産業建設部 建設課

未登記借地権の申告について

【申告内容】

未登記借地権を有する方は、土地所有者若しくは当該権利の目的である権利を有する者と連署して申告してください。土地所有者等の連署が得られない場合は、当該権利を証する書類を添えて申告してください。

【申告期限】

令和3年1月5日から令和3年2月4日まで

※平日午前8時30分から午後5時15分まで

【申告書類】

[借地権申告書](#) /PDF ファイル：122KB

借地権を証する書類

借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑登録証明書